

# 山梨県公報

第千五百七十三号

平成十七年

五月二十六日

木曜日

## 目次

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による指定  
地方公共機関の指定……………三七一

救急病院等の認定……………三七一  
道路の区域変更……………三七一

## 公告

個人情報保護条例の施行状況……………三七二  
行政文書の開示の実施状況……………三七二  
基本測量の終了……………三七二

山梨県道路公社が徴収する有料道路の料金の額及び徴収期間について……………三七二  
山梨県道路公社が行う有料道路の料金の徴収期間の変更について……………三七四  
開発行為に関する工事の完了について……………三七四  
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………三七四

## 教育委員会

山梨県立高等学校学則等の一部を改正する規則……………三七五  
教育次長等専決規程の一部を改正する訓令……………三七六

## 告示

### 山梨県告示第二百九十八号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第二条第二項の規定による指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成十七年五月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

社団法人山梨県医師会、社団法人山梨県看護協会、山梨県道路公社、社団法人山梨県エルピーガス協会、吉田瓦斯株式会社、社団法人日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県バス協会、富士急行株式会社、社団法人山梨県トラック協会、株式会社

山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士

### 山梨県告示第二百九十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。  
平成十七年五月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

#### 一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
社会保険鯉沢病院	南巨摩郡鯉沢町三百四十番地の一

#### 二 認定期間

平成十七年五月六日から平成二十年五月五日まで

### 山梨県告示第三百号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十七年六月十六日まで一般の縦覧に供する。  
平成十七年五月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	朝日小沢猿橋線	大月市猿橋町大字猿橋字炭焼一八八七番地先から大月市猿橋町大字猿橋字炭焼一八八三番の八地先まで	九四・五	平成十七年五月二十七日

## 公告

● 個人情報保護条例の施行状況

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第七十三条第二項の規定により、平成十六年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成十七年五月二十六日

- 一 山梨県個人情報保護条例の施行状況
  - 個人情報取扱事務の登録の件数 山梨県知事 山 本 栄 彦 五五五件
  - 開示請求、訂正請求及び是正の申出の件数 三、〇〇〇件
  - 開示請求、訂正請求及び是正の申出の処理状況 三、〇〇〇件
  - 異議申立ての件数 〇件
  - 異議申立ての処理状況 二件
  - 事業者の業務の登録状況 八三五件
  - 事業者に対する調査、勧告及び公表の件数 〇件
- 二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び是正の申出の状況
  - 知事 二〇五件
  - 教育委員会 二、六三五件
  - 人事委員会 一六〇件

● 行政文書の開示の実施状況  
 山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十六条第二項の規定により、平成十六年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成十七年五月二十六日

- 一 行政文書の開示の状況
  - 開示請求 山梨県知事 山 本 栄 彦 三六九件
  - 開示決定 三二七件
  - 全部開示決定 一八九件
  - 一部開示決定 一三八件
  - 不開示決定 三〇件
  - 取下げ 一二件
  - 不服申立て 二件
  - 不服申立てに対する裁決又は決定 一件
- 二 実施機関別の請求の状況

- 知事 二五七件
- 教育委員会 二九件
- 選挙管理委員会 三一件
- 人事委員会 二件
- 内水面漁場管理委員会 一件
- 警察本部長 四〇件
- 議会 九件

● 基本測量の終了  
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成十七年五月十日付で国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成十七年五月二十六日

- 一 作業種類 基本測量（機動連続観測測量） 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 作業期間 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

● 山梨県道路公社が徴収する有料道路の料金の額及び徴収期間について  
 山梨県道路公社理事長から、次のとおり公告の依頼があった。

平成十七年五月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県道路公社公告第一号**

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第七条の十七第一項の規定による許可を受けた有料道路において料金を徴収することとし、同法第十四条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年五月二十六日

山梨県道路公社理事長 保 阪 茂 久

- 一 対象路線 富士山有料道路
- 二 料金の額（通行一台一回につき）

車 種	軽自動車等	普通車	中型車

料金の額	
全線	八〇〇円
一部線	二〇〇円
	三〇〇円
	三五〇円

大型車	特大型車	軽車両等
一、六五〇円	二、七五〇円	一〇〇〇円
四五〇円	七五〇円	三〇〇円

備考 一部線の料金は、本有料道路の一部が通行できない場合において、本有料道路の起点から十・六キロメートル地点までの区間の全部又は一部を通行する自動車等に適用する。

三 自動車等の種類

車種区分	自動車等の種類	摘	要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。）第三条の軽自動車	
	ロ 小型特殊自動車	法第三条の小型特殊自動車	
	ハ 小型二輪自動車	法第三条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの	
普通車	二 小型自動車	法第三条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が十人以下のもの（ハに該当するものを除く。）	
	ホ 普通乗用自動車	法第三条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が十人以下のもの	
	ヘ けん引自動車等である軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イまたはロに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が一のもの	
中型車	ト 普通貨物自動車	法第三条の普通自動車のうち、貨物の運送の	

大型車	チ 乗合型自動車 （乗車定員十一人以上二十九人以下で車両総重量八トン未満）	法第三条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が十人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が二十九人以下であり、かつ車両総重量八トン未満のもの
	リ けん引自動車等または普通車である連結車両	イまたはロに該当するけん引自動車と被けん引自動車（二車軸以上）との連結車両及びイまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（一車軸）との連結車両
	又 普通貨物自動車（車両総重量八トン以上または最大積載量五トン以上で三車軸以下、及び車両総重量が、車両の長さ及び軸距に於いて二十五トン以下かつ四車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量八トン以上または最大積載量五トン以上で車軸数が三以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項に定める限度以下で、車軸数が四のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（三車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が三十人以上または車両総重量八トン以上のもので、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条に規定する免許を受けて同法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第三条第一号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第二十一条第二号に規定する免許を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、または車両総重量八トン以上のものうち乗車定員が二十九人以下で、かつ車両の長さ九メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車	二またはホに該当するけん引自動車と被けん

特 大 車	ワ 普通貨物自動車 (四車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が四以上のもの (又)に該当するものを除く。
	力 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両 (へ、り及びびに該当するものを除く。)
	ヨ 大型特殊自動車	法第三条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が三十人以上または車両総重量八トン以上のもの(ル)に該当するものを除く。
	レ 自転車	道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に掲げる自転車
軽車両等	ソ 軽車両	法第二条第四項の軽車両
	ツ 原動機付自転車	法第二条第三項の原動機付自転車

四 徴収開始日  
平成十七年六月七日

● 山梨県道路公社が行う有料道路の料金の徴収期間の変更について

山梨県道路公社理事長から、次のとおり公告の依頼があった。

平成十七年五月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県道路公社公告第二号

道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第七条の十二第四項の規定による許可を受けた有料道路の料金の徴収期間の変更を行うこととし、同法第十四条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年五月二十六日

山梨県道路公社理事長 保 阪 茂 久

一 対象路線

清里高原有料道路  
変更後の料金徴収期間  
平成十年六月二十二日から平成十七年六月六日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年五月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

南巨摩郡身延町飯富字向新田外割二一七三の一、二二二八の一及び二二二九の一並びに同町飯富字宮ノ外三三〇九の一八九、二二二〇九の一九一、二二二〇九の一九二、二二二〇九の一九三、二二二〇九の一九四、二二二〇九の一九五、二二二〇九の一九六、二二二〇九の一九七、二二二〇九の一九八、二二二〇九の一九九、二二二〇九の二〇〇、二二二〇九の二〇一、二二二〇九の二〇二、二二二〇九の二〇三、二二二〇九の二〇四、二二二〇九の二〇五、二二二〇九の二〇六、二二二〇九の二〇七、二二二〇九の二〇八、二二二〇九の二〇九、二二二〇九の二一〇、二二二〇九の二一一、二二二〇九の二一二、二二二〇九の二一三、二二二〇九の二一四、二二二〇九の二一六、二二二〇九の二一七、二二二〇九の二一八、二二二〇九の二一九、二二二〇九の二二〇、二二二〇九の二二一、二二二〇九の二二二、二二二〇九の二二三、二二二〇九の二二四、二二二〇九の二二五、二二二〇九の二二六、二二二〇九の二二七、二二二〇九の二二八、二二二〇九の二二九、二二二〇九の二三〇及び二二二〇九の二三一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号 大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本六夫

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十七年五月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

甲斐市長塚字清水尻七六〇の一、七六〇の四、七六〇の五、七六〇の六、七六〇の七、七六〇の八、七六〇の九、七六〇の一〇、七六〇の一、七六〇の一二及び七六

〇の一三の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成十七年五月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町築地新居字村北三七六の一、三七六の三、三七六の四、三七六の五及び三七六の六の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条百一番地一 有限会社保泉商事 代表取締役 小池保

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会規則第二十号

山梨県立高等学校学則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年五月二十六日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県立高等学校学則等の一部を改正する規則

（山梨県立高等学校学則の一部改正）

第一条 山梨県立高等学校学則（昭和三十六年教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項を削る。

第十二条の四中「二十」を「三十六」に改め、第四章中同条の次に次の一条を加える。

第十二条の五 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修（当該生徒が入学する前に行ったものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

一 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合格点を得た科目に係る学修

二 高等学校の別科における学修で、高等学校学修指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

（山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部改正）

第二条 山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則（昭和五十年教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「大学入学資格検定の資格検定合格者」を「高等学校卒業程度認定試験の合格者」に改める。

（山梨県教育庁組織規則の一部改正）

第三条 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第十二号中「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改める。

### 附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 大学入学資格検定の資格検定合格者が、この規則の施行の日以後に修学奨励金の返還免除を受けようとする場合における提出書類については、なお従前の例による。



山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号

庁 中 一 般

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年五月二十六日

山梨県教育委員会

教育長 眞 田 良 一

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令

教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十七号中「大学入学資格認定試験」を「高等学校卒業程度認定試験」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。